

浜岡4号機 高経年化技術評価の保安規定変更認可申請時期の見直しについて

1. はじめに

浜岡4号機については、平成5年(1993年)9月3日から営業運転を開始しており、令和5年(2023年)9月3日に運転開始後30年が経過する。従って、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)第1項」に基づき、経年劣化に関する技術評価を行い、この評価結果に基づき、10年間に実施すべき施設管理に関する方針(長期施設管理方針)を策定し、保安規定変更認可申請を行う予定である。

浜岡4号機 高経年化技術評価書については、先行機(島根2号機)の申請実績に鑑み、断続運転版で準備を進めてきたが、令和4年3月16日の面談を受け、以下の通り高経年化技術評価を行うとともに申請時期を見直す。

2. 浜岡4号機 高経年化技術評価書の評価条件について

浜岡4号機の高経年化技術評価書を冷温停止維持版へ見直すにあたっては、下記の新規制基準への対応に関する申請内容を踏まえた耐震評価条件にて作成し、保安規定変更認可申請を行うこととし、その後の審査状況に応じて必要な補正を行うこととしたい。

記

<新規制基準に関する申請>

- ・設置変更許可申請書(本原原発第35号,平成27年1月26日)※
- ・工事計画認可申請書(本原原発第45号,平成26年2月14日)
- 工事計画認可申請書(本原原発第4号,平成26年4月24日)
- 工事計画認可申請書(本原原発第28号,平成26年8月28日)
- ・保安規定変更認可申請書(本原原発第46号,平成26年2月14日)

※:平成26年2月14日申請の設置変更許可申請書に使用済燃料乾式貯蔵施設を追加し、再申請したもの。

3. 申請時期について

「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」の規定より令和4年9月2日までが申請期限であるが、同ガイドにて申請時期としている運転開始後28年9月を経過する日から3月以内である、令和4年7月中旬を予定としていたが、冷温停止維持版へ変更するにあたり、申請時期を令和4年8月中旬に見直したい。

以上